

京都市上下水道局職員市内出張旅費支給規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第14号

京都市上下水道局職員市内出張旅費支給規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員市内出張旅費支給規程の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第4条中「新市域又は第2条第1号ただし書に規定する局の施設及びこれに準じる箇所に出張したときは、徒歩1キロメートルにつき37円の割合で」を「陸路旅行において、原動機付自転車、自動車その他の原動機付の交通用具を利用することが合理的であると管理者が認める場合には、その路程1キロメートルにつき37円の割合により」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の京都市上下水道局職員市内出張旅費支給規程の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(上下水道局総務部職員課)